

財務省告示第四十七号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年二月六日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額 の総額	買入 額の総額
個 人 向 け の 国 債 （ 十 年 期 ） ・ 利 付 券 （ 変 換 庫 券 ）	第五回	平成二十六年二月十七日	一億円	五千九百九十九万円
〃	第五回	〃	一億円	五千九百九十九万円
〃	第五回	〃	一億円	五千九百九十九万円
合 計			三億円	一億八千七百九十九万円